

真鶴町の下水の処理に関する負担の取扱いについて

資料 No. 3

1 真鶴町の下水道事業

真鶴町は、自然環境及び公共用水域の水質保全、並びに住民の生活環境の改善を図るため、湯河原・真鶴公共下水道事業として湯河原町に下水の処理を委託し、平成4年度に事業着手、平成19年度に供用を開始しました。

(1) 整備状況（令和5年度末現在）

区 分	計画面積	整備面積	整備率	説 明
現事業計画	61ha	32.38ha	53.08%	面積普及率

(2) 普及状況（令和5年度末現在）

（単位 ％）

町	区 分	説 明
真 鶴 町	人口普及率	21.81 処理区域人口 (1,484 人) 行政人口 (6,805 人)
	水洗化率	43.26 水洗化人口 (642 人) 処理区域人口 (1,482 人)
湯河原町	人口普及率	92.72 処理区域人口 (21,596 人) 行政人口 (23,292 人)
	水洗化率	92.41 水洗化人口 (19,956 人) 処理区域人口 (21,596 人)

2 管理経費等の負担の概要

(1) 管理経費等の負担

真鶴町の下水の処理に関する管理経費等の負担額は、「下水の処理に関する事務の事務委託に関する協定書」第1条第3項において、真鶴町の処理水量に基づいて算定することが規定されています。

○「湯河原町・真鶴町の下水の処理に関する事務の事務委託に関する協定書」（抜粋）

（管理経費等の負担額）	
第1条 規約第2条第1項の規定に基づき委託事務の管理及び執行に要する経費として、真鶴町があらかじめ湯河原町に納付する額は、次の算式により算定した額（以下「支出見込額」という。）とする。	
$\frac{\text{前年度の下水処理に要した経費}}{\text{前年度の下水処理水量}} \times \text{当該年度の真鶴町分の予定処理水量}$	
2 支出見込額が当該年度における委託事務の管理及び執行にかかる歳出決算見込額を下回る時は、湯河原町の請求に基づき、真鶴町は、当該年度の3月31日までにその不足額を納付するものとする。	
3 真鶴町の経費の負担額（決算）は、次の算式によるものとする。	
$\frac{\text{当該年度の下水処理に要した経費}}{\text{当該年度の下水処理水量}} \times \text{当該年度の真鶴町分の処理水量}$	
4 当該年度の真鶴町分の処理水量が一定水量に満たない場合は、湯河原町長と真鶴町長が協議して真鶴町の負担額を定めるものとする。	

3 管理経費等の負担の取扱い

(1) 経 緯

供用を開始したばかりの真鶴町では、下水道の整備率が低く処理水量が当面一定水量に達することが見込まれないことから、真鶴町が提出した「年度別計画発生汚水量予測表」に基づき下水道整備を促進するということを前提に、一定水量を引き下げた経緯があります。現在、真鶴町の処理水量については、両町が締結した「管理経費等の負担額に関する協議書」により、平成27年度以降においては、当該年度の真鶴町分の処理水量が一定水量に満たない場合は、一定水量を処理水量とすると規定されているが、依然として一定水量を超えていない状況です。

一定水量

「下水の処理に関する事務の事務委託に関する確認書」第2に規定されている一定水量の基準を、実際に整備した区域（接続可能な区域）を算定根拠とすることで、一定水量の基準を実態に即して引き下げ、真鶴町の下水道の整備・普及促進効果が反映され易い内容に改めました。

○「湯河原町・真鶴町の下水の処理に関する事務の事務委託に関する確認書」の一部変更（抜粋）

（第2の変更）
変更確認書第2中「なお、一定水量とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条の規定に基づく事業計画に定める計画汚水量（日平均汚水量×365日）の50%とし、これに満たない場合にはこれに相当する汚水量とする。」を「 <u>なお、一定水量とは、下水道法第9条の規定に基づく供用開始の公示等の下水を排除すべき区域の面積と、下水道法第4条の規定に基づく事業計画に定める人口密度から算定される人口に、汚水量原単位（日平均）を乗じて算出した数量の50%とする。</u> 」に改める。

4 下水処理水量等の推移

供用開始以来、啓発、戸別訪問など接続促進活動を実施していますが、真鶴町が予測した接続件数に達しないために下水処理水量が伸びず、「年度別計画発生汚水量予測表」の流入水量と乖離が生じています。

(1) 水量及び下水処理負担金

（単位 m³）

区 分	H19 （供用開始）	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
計画水量	41,245	828,185	896,805	961,410	999,735	1,026,015
実績（A）	16,653	67,632	73,259	75,585	76,733	75,842
一定水量（B）	60,648	76,500	80,240	82,813	90,741	97,140
比較（A－B）	△43,995	△8,868	△6,981	△7,228	△14,008	△21,298
下水処理負担金（千円）	1,200	4,708	6,137	5,877	6,809	8,455

※計画水量：「年度別計画発生汚水量予測表」による

(2) 下水処理負担金の比較

○現行の事務委託における負担金：【参考】 No. 4
令和 5 年度決算（前年度精算金は含まない）

	水 量	負担金（千円/年）
真鶴町	97, 140（一定水量）	8, 195
熱海市	343, 527（実績）	28, 981

○変更前の事務委託における一定水量で算出した場合：【参考】 No. 2
事業計画（令和 6 年策定）に定める計画汚水量（324, 850 m³）の 50％

	見込流入水量（一定水量）	負担金（千円/年）
真鶴町	162, 425	13, 702

※処理単価は令和 5 年度維持管理費決算額：84. 36 円/m³

5 今後の事業計画

現在の事業計画区域は、J R 真鶴駅東側の町役場、町民センター、及び真鶴小学校を含む 28ha と、平成 29 年度、新たに区域を拡大した、J R 真鶴駅北側の宅地化が進展している 33ha の、61ha となっています。
令和 5 年度から真鶴町の面整備が停滞しており、今後の整備計画は不確定な状況です。

6 下水の処理に関する負担の取扱い

一定水量の算出にあたっては、真鶴町の求めにより減額しましたが、計画どおりに面整備及び水洗化が進んでいません。本町の維持管理経費の負担割合は依然として減少することがなく、下水道経営にも影響を及ぼしていることから、一定水量の算出を見直し、負担額に関して両町で協議していく必要があると考えます。

7 今後の課題

(1) 一定水量に満たない場合の対応

供用開始以降の真鶴町の処理水量の推移から判断すると、短期的に一定水量を満たすことは困難であることから、平成 24 年 7 月 30 日に両町が締結した協議書に基づき、再度両町長が協議して真鶴町の負担額を定める必要があると考えます。

(2) 流入水量の減による影響

一定水量の基準は、当初真鶴町は、平成 16 年度から流入開始を予定していたので、湯河原町では、平成 13～16 年度にかけ、第 2 期工事を実施し水処理施設を増設しましたが、流入水量の増加が見込めず依然として一部が未稼働となっております。このことにより、維持管理に係る経費の本町の負担割合にも影響を及ぼすことになります。

(3) 真鶴町の下水道整備の促進

一定水量の基準は、真鶴町が「年度別計画発生汚水量予測表」に基づき、下水道の整備を促進することを前提に変更したことから、今後の整備方針など真鶴町側からは説明が必要であると考えます。

【参 考】

真鶴町の下水の処理に関する事務の事務委託に関する取扱い経緯

No.	協定等名称及び内容	原因日
1	湯河原町・真鶴町の下水の処理に関する事務の事務委託に関する確認書 一定水量とは、 <u>下水道法第 4 条の規定に基づく数値の 50%</u> とし、これに満たない場合はこれに相当するものであること	平成 5 年 3 月 5 日
2	湯河原町・真鶴町の下水の処理に関する事務の事務委託に関する確認書の一部を変更する確認書 一定水量とは、 <u>下水道法第 4 条の規定に基づく事業計画に定める計画汚水量（日平均汚水量×365 日）の 50%</u> とし、これに満たない場合はこれに相当する汚水量とする	平成 12 年 11 月 21 日
3	管理経費等の負担額に関する協議書 (処理水量) 平成 23 年度までは、真鶴町中継ポンプ場の送水量及び湯河原町への流入接続箇所において計測した数値に基づき確定する。ただし、平成 24 年度以降において、真鶴町分の処理水量が一定水量に満たない場合は、湯河原町長と真鶴町長が協議して真鶴町の負担額を定める	平成 19 年 9 月 20 日
4	湯河原町・真鶴町の下水の処理に関する事務の事務委託に関する確認書の一部を変更する確認書の一部変更 一定水量とは、 <u>下水道法第 9 条の規定に基づく供用開始の公示の下水を排除すべき区域の面積と、下水道法第 4 条の規定に基づく事業計画に定める人口密度から算定される人口に、汚水量原単位（日平均）に乗じて算出した数量の 50%</u> とする	平成 19 年 9 月 20 日
5	管理経費等の負担額に関する協議書 ・平成 24 年 4 月から平成 19 年協議書に基づく協議が調うまでは一定水量とし、協議が調った日から平成 26 年度までは、真鶴町中継ポンプ場の送水量及び湯河原町への流入接続箇所において計測した数値に基づき確定する ・ <u>平成 27 年度以降においては、当該年度の真鶴町分の処理水量が一定水量に満たない場合は、一定水量を処理水量とする</u>	平成 24 年 7 月 30 日